令和7年第2回定例会

駿東伊豆消防組合議会会議録

令和7年8月20日

駿 東 伊 豆 消 防 組 合 議 会

令和7年第2回駿東伊豆消防組合議会定例会会議録目次

会	期日	程目	2
付議	事件等-	-覧目	3
[8]	月20日	(水)]	
1	開会》	及び開議の宣告	4
2	議席の	の指定	4
3	会議録	禄署名議員の指名	4
4	諸般の	の報告	4
5	議長の	の選挙	5
6	会期の	の決定	7
7	報第	3号から議第11号までの	
	13件-	一括上程、説明、質疑、討論、採決	8
8	認第	4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	33
9	議会道	軍営委員会の閉会中の継続調査の申し出	41
10	閉会の	の宣告	42

令和7年第2回駿東伊豆消防組合議会定例会会期日程

日数	月日	曜日	開議時刻	区分	内容
1	8月20日	唯口	午後2時	本会議	開会 議席の指定 会議録署名議員の指名 諸般の報告 議長の選挙 会期3号~報第8号、認第1号~認第 3号、議第8号~議第11号の説明 質 計 採 第 3号 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日

付議事件等一覧

1	報第	3 号	専決処分の報告について (交通事故損害賠償額の決定)					
2	報第	4号	専決処分の報告について (交通事故損害賠償額の決定)					
3	報第	5号	専決処分の報告について (交通事故損害賠償額の決定)					
4	報第	6 号	専決処分の報告について (損害賠償額の決定)					
5	報第	7号	専決処分の報告について (交通事故損害賠償額の決定)					
6	報第	8号	繰越明許費繰越計算書の報告について					
7	認第	1号	専決処分の報告及びその承認について(静岡県市町総合事務組合					
			規約の一部変更)					
8	認第	2 号	専決処分の報告及びその承認について(駿東伊豆消防組合職員の					
			勤務時間、休暇等に関する条例及び駿東伊豆消防組合職員の育児					
			休業等に関する条例の一部改正)					
9	認第	3号	令和6年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算の認定について					
10	認第	4号	監査委員の選任について (組合議員)					
11	議第	8号	財産の取得について (更新高規格救急自動車救急資器材)					
12	議第	9号	駿東伊豆消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改					
			正について					
13	議第	10号	駿東伊豆消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正につ					
			いて					
14	議第	11号	令和7年度駿東伊豆消防組合会計補正予算(第1回)について					
15	議長の	り選挙						
16	16 議会運営委員会の閉会中の継続調査							

令和7年第2回駿東伊豆消防組合議会定例会会議録

令和7年8月20日 (水) 午後2時 開会 於 議 場

○出席議員	(18名)									
1番	虫	明	弘	雄	2番	飯	田		康	
3番	山	内	洋	平	4番	田	代		稔	
5番	鈴	木	伸	和	6番	波多	多野	靖	明	
7番	大	Ш	敬っ	太郎	8番	佐	藤	健-	一郎	
9番	佐	藤		周	10番	杉	本	_	彦	
11 番	天	野	佐什	里力	12番	大	庭	桃	子	
13 番	飯	田	安	雄	14 番	須	佐		衛	
15 番	三	田	忠	男	16 番	佐	野	博	_	
17 番	平	野		謙	18 番	尾	藤	正	弘	
○欠席議員(なし)										
○欠 員	(なし)									
○地方自治治	○地方自治法第 121 条の規定による出席者									
管 理 者	賴	重	秀	_	副管理者	仁	科	喜世	世志	
副管理者	田夕	人保	眞	紀	消 防 長	今	井	將一	一朗	
消防部長	玉	Ш		稔	警防部長	荻	島	正	己	
企画課長	鈴	木	秀	康	総務課長	後	藤	寿	雄	
予防課長	大	塚	康	弘	警防課長	甲	斐		武	

第一方面 第二方面 本部長兼 本部長兼 沼津南 田方中 消防署長 消防署長							
第三方面							
本部長兼 石井 安 会計室長 伊藤 幸 永 伊東 消防署長							
田方北 東伊豆 木梨浩三郎 高木智仁 消防署長 消防署長							
○議会事務担当職員							
書記長 山田純也 書記 岩崎孝充							
書 記 岩 本 拓 也							

○議事日程

令和7年第2回駿東伊豆消防組合議会定例会議事日程 令和7年8月20日(水曜日) 午後2時 開会

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 諸般の報告
- 第4 議長の選挙
- 第5 会期の決定
- 第6 報第 3号 専決処分の報告について(交通事故損害賠償額の決定)
- 第7 報第 4号 専決処分の報告について(交通事故損害賠償額の決定)
- 第8 報第 5号 専決処分の報告について (交通事故損害賠償額の決定)
- 第9 報第 6号 専決処分の報告について (損害賠償額の決定)
- 第10 報第 7号 専決処分の報告について(交通事故損害賠償額の決定)
- 第11 報第 8号 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第12 認第 1号 専決処分の報告及びその承認について (静岡県市町総合事務組合 規約の一部変更)
- 第13 認第 2号 専決処分の報告及びその承認について (駿東伊豆消防組合職員の 勤務時間、休暇等に関する条例及び駿東伊豆消防組合職員の育児 休業等に関する条例の一部改正)
- 第14 認第 3号 令和6年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算の認定について
- 第15 議第 8号 財産の取得について(更新高規格救急自動車救急資器材)
- 第16 議第 9号 駿東伊豆消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改 正について
- 第17 議第 10号 駿東伊豆消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正につ いて
- 第18 議第 11号 令和7年度駿東伊豆消防組合会計補正予算(第1回)について
- 第19 認第 4号 監査委員の選任について (組合議員)
- 第20 消防行政に対する一般質問
- 第21 議会運営委員会の閉会中の継続調査

○本日の会議に付した事件

○会議

◎開会及び開議の宣告

〇副議長(佐藤 周)

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は18人です。定足数に達しておりますので、ただいまから、 令和7年第2回駿東伊豆消防組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議席の指定

〇副議長(佐藤 周)

日程に入ります。

日程第1 議席の指定を議題といたします。

このたび、新たに伊豆の国市、東伊豆町、沼津市及び函南町から選出されました 11人の議員の議席を会議規則第4条第1項及び第2項の規定により、副議長から指 定いたします。

天野佐代里議員の議席は11番に、飯田康議員の議席は2番に、須佐衛議員の議席は14番に、鈴木伸和議員の議席は5番に、尾藤正弘議員の議席は18番に、平野謙議員の議席は17番に、佐野博一議員の議席は16番に、佐藤健一郎議員の議席は8番に、大川敬太郎議員の議席は7番に、大庭桃子議員の議席は12番に、山内洋平議員の議席は3番に、それぞれ指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

〇副議長(佐藤 周)

次に、日程第2 会議録署名議員を副議長から指名いたします。

1番 虫明弘雄議員、14番 須佐衛議員を指名いたします。

◎諸般の報告

〇副議長(佐藤 周)

次に、日程第3 諸般の報告をいたします。

最初に、三好陽子議員及び天野佐代里議員が議員任期満了により、失職しており

ますので、御報告いたします。

次に、去る4月16日、内山愼一議員及び山田豪彦議員から、去る5月9日、植松 恭一議員、梶泰久議員、久保田吉光議員、小澤隆議員及び小泉宣子議員から、去る 5月15日、鈴木晴範議員及び野田哲郎議員から当組合議会議員を辞職したい旨の願 い出がありましたので、地方自治法第 126条の規定により、これを許可いたしまし たので、御報告いたします。

次に、先の御報告のとおり、議会運営委員でありました、三好陽子議員の議員任期満了による失職並びに内山愼一議員、植松恭一議員及び野田哲郎議員の辞職により、議会運営委員が4人欠員となりましたが、駿東伊豆消防組合議会運営委員会条例第2条第2項の規定により、天野佐代里議員、須佐衛議員、佐野博一議員及び大庭桃子議員を議会運営委員に指名いたしましたので、御報告をいたします。

次に、先の御報告のとおり、議会運営委員会委員長でありました植松恭一議員の辞職により、議会運営委員会委員長が欠員となっておりましたが、本日午後1時から行われた議会運営委員会において、委員長の互選が行われ、佐野博一議員が委員長に当選されましたので、御報告いたします。

次に、地方自治法第 235条の 2 第 3 項の規定により、駿東伊豆消防組合会計に係る令和 7 年 1 月から 6 月までの定例検査結果報告が監査委員から、報告書として提出され、その写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、令和7年上半期の火災、救急、救助及び 119番通報受信の概況をお手元に 配付してございますので、御了承願います。

次に、議会運営委員会委員長から、閉会中の継続調査につきまして申し出があり、 その写しをお手元に配付してございますので、あらかじめ御了承願います。

なお、本件につきましては、本日の議事日程に掲載してございますので、併せて 御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

〇副議長(佐藤 周)

本日の議事日程は、お手元に配付してございますので、御了承願います。

◎議長の選挙

〇副議長(佐藤 周)

次に、日程第4 議長の選挙を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法はいかがいたしますか。

〇4番議員(田代 稔)

指名推選でお願いいたします。

〇副議長(佐藤 周)

ただいま4番議員から、指名推選により選挙されたいとの御発言がありましたので、地方自治法第 118条第2項の規定により、指名推選によりいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

御異議なしと認めます。

よって、議長の選挙は指名推選によって行うことに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、副議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

御異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決しました。

議長に尾藤正弘議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました尾藤正弘議員を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました尾藤正弘議員が議長に当選されました。

18番 尾藤正弘議員に申し上げます。

ただいまあなたが議長に当選されましたので、会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

それでは、議長に当選されました尾藤正弘議員に就任の御挨拶をお願いいたします。

〇18番 (尾藤正弘)

ただいま、議長に当選させていただきました尾藤でございます。議会を円滑に進行していくのが私の役目であり、皆様の御協力を得ながらしっかりと運営してまい

る所存でございます。本日は誠にありがとうございました。

〇副議長(佐藤 周)

ここで組合管理者から発言の申し出がありましたので、許可いたします。

〇管理者 (賴重秀一)

発言のお許しを賜りましたので、一言御挨拶を申し上げさせていただきます。 沼津市選出の尾藤正弘議員におかれましては、議長就任、誠におめでとうございます。

今後とも、豊かな経験と卓越した手腕を発揮され、議会運営をしっかりと行って いただきたいと考えているところでございます。

また、私ども当局に対しましても、適切な御助言、御指導、更なる御協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、地域住民並びに当局を代表し、お祝いの御挨拶に代えさせていただきます。

今後ともよろしくお願いいたします。

〇副議長(佐藤 周)

休憩いたします。

休憩 午後2時9分 -----

再開 午後2時10分

〇議長(尾藤正弘)

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎会期の決定

〇議長(尾藤正弘)

次に、日程第5 会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長の報告を願います。

議会運営委員会委員長 佐野博一議員。

〇16番議員(佐野博一)

令和7年第2回定例会につきまして、議会運営委員会を本日午後1時から、佐藤 周副議長に御出席いただき、開催いたしました。その概要について御報告申し上げ ます。

本定例会に提出されます議案は、管理者提出議案が14件でございます。

内容といたしましては、報第3号、報第4号、報第5号、専決処分の報告について(交通事故損害賠償額の決定)、報第6号 専決処分の報告について(損害賠償額の決定)、報第7号 専決処分の報告について(交通事故損害賠償額の決定)、報第8号 繰越明許費繰越計算書の報告について、認第1号 専決処分の報告及びその承認について(静岡県市町総合事務組合規約の一部変更)、認第2号 専決処分の報告及びその承認について(駿東伊豆消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び駿東伊豆消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)、認第3号 令和6年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算の認定について、議第8号 財産の取得について(更新高規格救急自動車救急資器材)、議第9号 駿東伊豆消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、議第10号 駿東伊豆消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議第11号 令和7年度駿東伊豆消防組合会計補正予算(第1回)について、認第4号 監査委員の選任について(組合議員)となっております。

なお、議案質疑の通告につきましては、報第3号、報第4号、報第5号及び報第7号に1人となっております。

次に、消防行政に対する一般質問ですが、通告者は2人となっております。

最後の日程といたしまして、議会運営委員会の閉会中の継続調査について御審議 いただきます。

以上のことから会期につきましては、本日1日と決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(尾藤正弘)

お諮りいたします。

本定例会の会期は、委員長報告のとおり本日1日といたしたいと思います。これ に御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は1日と決定いたしました。

◎報第3号から議第11号までの13件一括上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(尾藤正弘)

次に、日程第6 報第3号 専決処分の報告について(交通事故損害賠償額の決定)から、日程第18 議第11号 令和7年度駿東伊豆消防組合会計補正予算(第1

回)についてまで、以上13件を一括議題といたします。

この13件に対する当局の説明を求めます。

〇管理者 (賴重秀一)

今回提出しております議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

最初に、報第3号から報第5号につきましては、交通事故損害賠償額の決定の専 決処分について、御報告するものであります。

次に、報第6号の案件につきましては、損害賠償額の決定の専決処分について、 御報告するものであります。

次に、報第7号の案件につきましては、交通事故損害賠償額の決定の専決処分に ついて、御報告するものであります。

次に、報第8号の案件につきましては、繰越明許費繰越計算書の報告について、 御報告するものであります。

次に、認第1号の案件につきましては、静岡県市町総合事務組合規約の一部変更 の専決処分について、御報告し、御承認をお願いするものであります。

次に、認第2号の案件につきましては、駿東伊豆消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び駿東伊豆消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正の 専決処分について御報告し、御承認をお願いするものであります。

次に、認第3号の案件につきましては、令和6年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳 出決算について、御認定をお願いするものであります。

次に、議第8号の案件につきましては、財産の取得について、御議決をお願いするものであります。

次に、議第9号の案件につきましては、駿東伊豆消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、御議決をお願いするものであります。

次に、議第10号の案件につきましては、駿東伊豆消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、御議決をお願いするものであります。

次に、議第11号の案件につきましては、令和7年度駿東伊豆消防組合会計補正予算(第1回)について、御議決をお願いするものであります。

各議案の概要につきましては、以上でございますが、細部につきましては、両部 長から御説明いたしますので、よろしく御審議の上、御承認、御認定、御議決をい ただきますよう、お願いいたします。

〇警防部長 (荻島正己)

それでは私からは、報第3号から報第7号までの提案理由の補足説明を申し上げ

ます。

初めに、議案書の1ページをお開きください。

報第3号 専決処分の報告について(交通事故損害賠償額の決定)についてでございます。

本案は、地方自治法第 180条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、交通事故 に係る損害賠償の額について専決処分いたしましたので、議会に報告するものであ ります。

内容につきましては、議案書の3ページ並びに議案資料の1ページを併せてお開 きください。

令和7年1月15日、伊東市川奈1259番地の51、国道 135号線水無田交差点において、本消防組合職員の運転する公用車が、損害賠償の相手方所有の軽乗用車と衝突した事故で、損害賠償額2万4,614円をもって示談が成立したため、令和7年3月13日付けで専決処分をしたものであります。

次に、議案書の5ページをお開きください。

報第4号 専決処分の報告について(交通事故損害賠償額の決定)についてでございます。

本案は、地方自治法第 180条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、交通事故に係る損害賠償の額について専決処分いたしましたので、議会に報告するものであります。

内容につきましては、議案書 7 ページ並びに議案資料の 2 ページを併せてお開き ください。

令和7年2月20日、沼津市下香貫八重84番地の5において、本消防組合職員の運転する公用車が、損害賠償の相手方所有の浄化槽の蓋を損傷させた事故で、損害賠償額5万4,450円をもって示談が成立したため、令和7年3月24日付けで専決処分をしたものであります。

次に、議案書の9ページをお開きください。

報第5号 専決処分の報告について(交通事故損害賠償額の決定)についてでございます。

本案は、地方自治法第 180条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、交通事故 に係る損害賠償の額について専決処分いたしましたので、議会に報告するものであ ります。

内容につきましては、議案書11ページ並びに議案資料の3ページを併せてお開き

ください。

令和6年12月30日、沼津市大岡JR御殿場線、中石田踏切内において、本消防組合職員の運転する公用車が、損害賠償の相手方、東海旅客鉄道株式会社所有の遮断機の遮断桿を破損させた事故で、損害賠償額 3,900円をもって示談が成立したため、令和7年4月15日付けで専決処分をしたものであります。

次に、議案書の13ページをお開きください。

報第6号 専決処分の報告について(損害賠償額の決定)についてでございます。本案は、地方自治法第 180条第1項の規定による議会の指定に基づき、救急活動中の事故に係る損害賠償の額について専決処分いたしましたので、議会に報告するものであります。

内容につきましては、議案書15ページ並びに議案資料の4ページを併せてお開き ください。

令和7年6月13日、清水町伏見 545番地の1メディケアレジデンス清水町において、本消防組合職員が救急活動を行っていた際、当該施設に設置してあるエレベーターのストレッチャー用トランクルームの扉を損傷させた事故で、損害賠償額3,300円をもって示談が成立したため、令和7年7月3日付けで専決処分をしたものであります。

次に、議案書の17ページをお開きください。

報第7号 専決処分の報告について(交通事故損害賠償額の決定)についてでございます。

本案は、地方自治法第 180条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、交通事故に係る損害賠償の額について専決処分いたしましたので、議会に報告するものであります。

内容につきましては、議案書19ページ並びに議案資料の5ページを併せてお開き ください。

令和7年6月14日、伊豆の国市四日町 399番地の4地先において、本消防組合職員の運転する公用車が、損害賠償の相手方所有の車両に接触した事故で、損害賠償額16万 6,170円をもって示談が成立したため、令和7年7月3日付けで専決処分をしたものであります。

以上、管理者提出議案の報第3号から報第7号までの提案理由の補足説明を申し 上げました。

〇消防部長(玉川 稔)

それでは、報第8号から認第3号までの提案理由の補足説明を申し上げます。 議案書21ページをお開きください。

報第8号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを御説明いたします。

本案につきましては、令和6年度駿東伊豆消防組合会計繰越明許費繰越計算書の報告について、地方自治法施行令第 146条第2項の規定により、御報告するものであります。

内容といたしましては、22ページの令和6年度駿東伊豆消防組合会計繰越明許費 繰越計算書をお開きください。

3款1項消防費の消防車両整備事業を繰り越したもので、財源として地方債など を充てるものであります。

これは、令和6年度に納入予定であった消防ポンプ自動車1台が、近年の製造を 取り巻く環境、社会情勢の変化などによる影響から、シャーシの納入に遅れが生じ るため令和6年度内の納入ができないことから、令和7年度に繰越して支出するも のになります。

以上で、報第8号 繰越明許費繰越計算書の報告について御説明を終わります。 続きまして、議案書25ページから29ページをお開きください。

認第1号 専決処分の報告及びその承認について (静岡県市町総合事務組合規約の一部変更) でございます。

本案につきましては、静岡県市町総合事務組合の構成団体である「西豆衛生プラント組合」が「西豆広域行政組合」に名称変更したため、静岡県市町総合事務組合規約別表第1及び別表第2中「西豆衛生プラント組合」を「西豆広域行政組合」に改めたものであります。

なお、附則といたしまして、施行日を令和7年4月1日とするものであります。 本来であれば、議会にお諮りする案件でございますが、地方自治法第 179条第1 項の規定に基づき、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが 明らかであると認めたため、本年2月14日付けで専決処分いたしましたので、御報 告し、御承認をお願いするものであります。

以上で、認第1号 専決処分の報告及びその承認について御説明を終わります。 続きまして、議案書31ページをお開きください。

認第2号 専決処分の報告及びその承認について(駿東伊豆消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び駿東伊豆消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)でございます。

本案につきましては、人事院規則の一部改正等に係る「超過勤務の免除の見直し及び仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化等関係について」通知されたことに伴い、育児に係る残業免除の対象者を拡大すること、さらに、仕事と介護の両立を実施しやすい雇用環境を整備するため、一部改正を行ったものであります。

改正の内容につきましては、議案書34ページ及び35ページ、議案資料の6ページ から9ページを併せてお開きください。

第1条関係「駿東伊豆消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正」の主な内容につきましては、育児に係る残業免除の対象者を拡大するため、第8条第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中、第2項改正に係る所要の改正を行いました。

また、仕事と介護の両立を実施しやすい雇用環境を整備するため、第17条の次に、第17条の2として、「配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等」に関する内容を、第17条の3として、「勤務環境の整備に関する措置」に関する内容を新たに加えたものであります。

続きまして、第2条関係「駿東伊豆消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正」の主な改正内容につきましては、育児休業法を引用している第21条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29条」を「第61条の2第20項」に改めたものであります。

なお、附則といたしまして、施行日を令和7年4月1日とするものであります。本来であれば、議会にお諮りする案件でございますが、地方自治法第 179条第1項の規定に基づき、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたため、本年3月31日付けで専決処分いたしましたので、御報告し、御承認をお願いするものでございます。

続きまして、議案書の37ページをお開きください。

認第3号 令和6年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算の認定について御説明 いたします。

初めに、議案を読み上げます。

地方自治法第 233条第 3 項の規定により、令和 6 年度駿東伊豆消防組合会計歳入 歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和 7 年 8 月 20日 提出。駿東伊豆消防組合管理者 沼津市長 賴重秀一。

それでは、決算書の説明に入ります。

決算書の1ページ、2ページをお開きください。

令和6年度歳入歳出決算書。

歳入について、款、項、収入済額の順に、御説明いたします。

- 1款分担金及び負担金、1項負担金、款項同額の63億2,349万円。
- 2 款使用料及び手数料、544万1,780円、1項使用料、111万1,840円、2項手数料、432万9,940円。
 - 3款国庫支出金、1項国庫補助金、款項同額の2,860万747円。
 - 4款県支出金、1項県補助金、款項同額の3,000万円。
- 5 款財産収入、599万768円、1項財産運用収入、428万5,768円、2項財産売払収入、170万5,000円。
 - 6款寄附金、1項寄附金、款項同額の3,500万円。
 - 7款繰入金、1項基金繰入金、款項同額の1億2,431万6,320円。
 - 8款繰越金、1項繰越金、款項同額の1億99万 5,464円。
- 9 款諸収入、1,326万8,499円、1項預金利子、50万 6,135円、2項雑入、1,276万 2,364円。
 - 10款組合債、1項組合債、款項同額の3億1,340万円。

歳入合計は、69億8,050万3,578円となりました。

次に、3ページ、4ページをお開きください。

歳出について、款、項、支出済額の順に、御説明いたします。

- 1款議会費、1項議会費、款項同額の91万 444円。
- 2款総務費、1億3,521万7,073円、1項総務管理費、1億3,493万8,731円、2項 監查委員費、27万8,342円。
 - 3款消防費、1項消防費、款項同額の63億4,457万145円。
 - 4款公債費、1項公債費、款項同額の3億3,503万232円。
 - 5 款予備費、1項予備費、ゼロ。

歳出合計は、68億1,572万7,894円。

歳入歳出差引残額は、1億6,477万5,684円となりました。

次に、5ページ、6ページをお開きください。

令和6年度歳入歳出決算事項別明細書の御説明をいたします。

歳入について。

1款1項1目市町負担金、収入済額、款項目同額の63億 2,349万円、1節共通経費負担金、19億5,049万5,000円、2節個別経費負担金、42億4,412万3,000円、各市町の共通経費・個別経費の負担金額は、備考欄に記載のとおりであります。

3節その他経費負担金、1億2,887万2,000円。

これは、旧田方地区消防組合の庁舎建設費等の起債に係る負担金となります。

2款使用料及び手数料、収入済額544万1,780円、2款1項1目総務使用料、1節施設目的外使用料、目節同額の111万1,840円、2款2項1目消防手数料、1節消防手数料、目節同額の432万9,940円。

これは、手数料条例に基づくものが主なものであり、危険物施設の許可及び完成検査等が 267件、煙火の消費許可が58件であり、これらの手数料となります。

3款1項国庫補助金、1目消防費補助金、1節消防施設費補助金、目節同額の 2,860万747円。

5ページから8ページにかけましての、4款1項県補助金、1目消防費補助金、 1節消防施設費補助金、目節同額の3,000万円。

5 款財産収入、収入済額599万768円、1項財産運用収入、428万5,768円、1目財産貸付収入、1節建物貸付収入、目節同額の403万7,901円。

これは、各庁舎に設置の自動販売機に係る収入が主なものであります。

5款1項2目利子及び配当金、1節利子及び配当金、目節同額の24万7,867円。

これは、基金を定期預金として運用したことによる利子収入であります。

5款2項2目物品売払収入、1節物品売払収入、目節同額の170万5,000円。

これは、水槽付消防ポンプ自動車、消防ポンプ自動車等の車両の売払いによるものであります。

6款1項1目消防費寄附金、款項目同額の 3,500万円、1節一般寄附金、ゼロ、 2節指定寄附金 3,500万円。

7款1項1目基金繰入金、1節基金繰入金、目節同額の1億2,431万6,320円。

9ページ、10ページにかけましての、8款1項1目繰越金、1節前年度繰越金、 目節同額の1億99万 5,464円。

9 款諸収入、収入済額1,326万8,499円、9 款 1 項 1 目預金利子、 1 節預金利子、 目節同額の50万 6,135円、9 款 2 項 1 目雑入、 1 節雑入、目節同額の1,276万2,364 円。

9 ページから12ページにかけましての、10款 1 項 1 目組合債、 1 節組合債、目節同額の 3 億 1,340万円。

これは、AVM装置更新委託、水槽付消防ポンプ自動車1台、画像探査装置I型、 救急自動車3台の購入、また、田方南消防署の女性仮眠室個室化修繕に係る起債が 主なものであります。 歳入の合計につきましては、69億8,050万3,578円となりました。

次に、決算書の13ページ、14ページ及び別冊令和6年度主要な施策の成果と予算執行状況報告書、以降、付属資料と申し上げますが、13ページからを、併せてお開きください。

歳出について、御説明いたします。

1款1項1目議会費。

議会運営事業は、組合議会を円滑に運営するための事業で、令和6年度の開催状況は、定例会2回を開催しまして、決算額は、前年度比6万821円増の91万444円となりました。

付属資料は、15ページをお開きください。

2款1項1目組合管理費、1億3,493万8,731円。

組合管理事業は、本組合全般の円滑な運営を図るための事業で、人事給与システムの運営や組合例規集の更新のほか、管理者等への報酬及び顧問弁護士に対する顧問料など、総務関係業務全般に係る経費を支出し、決算額は、前年度比30万 2,998円減の675万3,264円となりました。

減額の主な要因といたしましては、令和5年度に人事給与システムの改修業務を 実施したため、令和6年度は委託料の支出が減少したことによるものであります。

次に、付属資料15ページ下段からの組合運営事業は、本組合の財務関係及び企画・広報関係に係る業務を、適切に運営するための事業で、財務会計システムや本組合ホームページの運営に必要な経費を支出し、決算額は、前年度比3万 631円減の307万9,829円となりました。

減額の主な要因といたしましては、駿東伊豆消防組合総合計画の印刷製本費による支出がなかったことによるものであります。

次に、付属資料16ページ中段からの業務運営管理事業は、業務を運営する上で必要なネットワーク環境を維持するとともに、内部情報ネットワークの万全な管理体制を構築し、強固なセキュリティ対策を確立するための事業で、決算額は前年度比319万1,246円減の2,976万7,307円となりました。

減額の主な要因といたしましては、令和5年度に新回線切替業務を実施したため、 令和6年度は委託料の支出が減少したことによるものであります。

次に、付属資料17ページから22ページまでの、消防基金積立事業及び負担金返還 事業は、令和5年度会計繰越金の処分等を行うため、消防基金への積立又は負担金 の返還を行う事業で、各事業の決算額は、歳入歳出決算書の備考欄に記載のとおり となっております。

付属資料は、23ページ、24ページをお開きください。

2款2項1目監査委員費。

監査委員事業は、本組合の監査・検査・審査を円滑に運営するための事業で、2 人の方が監査委員に選任されております。

定期監査を11月、定例検査を毎月1回、決算審査を7月に行い、決算額は、前年 度比 2,678円増の27万 8,342円となりました。

決算書は15ページ、16ページ、付属資料は、25ページからをお開きください。

3款1項1目職員管理費、53億6,882万9,439円。

事業1から事業6までの職員給与支給事業は、本組合職員に係る人件費を適正に 管理及び執行するための事業で、各事業の決算額は、歳入歳出決算書の備考欄に記載のとおりであります。

給与支給事業全体の決算額といたしましては、前年度比1億6,980万2,674円増の 52億7,239万107円となりました。

増額の主な要因といたしましては、人事院勧告に伴い、駿東伊豆消防組合職員の 給与に関する条例改正が行われたことによるものであります。

次に、付属資料は、29ページ下段からをお開きください。

職員管理事業は、本組合の人事管理及び職員の健康管理等に関する事務を円滑に 行うための事業で、職員採用試験、職員昇任試験、健康診断、感染症予防のための ワクチン接種などを実施しており、決算額は、前年度比55万 5,240円減の 2,129万 8,692円となりました。

減額の主な要因といたしましては、静岡県消防防災航空隊への派遣職員任期満了 に伴い、当該職員の派遣職員用住宅に係る費用が不要となったことによるものであ ります。

次に、付属資料31ページ中段からの職員研修事業は、職員の資質の向上のため、 消防及び組合行政に関する知識及び技術の習得を目的に、教育訓練及び研修派遣を 行うとともに職場研修を行い、効果的に人材育成を図る事業で、決算額は、前年度 比413万505円減の2,340万7,893円となりました。

減額の主な要因といたしましては、静岡県消防学校初任科に、前年度より9人少なく職員を派遣したことによるものであります。

次に、付属資料34ページの被服支給事業は、本組合の消防吏員服制等規則に基づき、被服を支給及び貸与する事業で、決算額は、前年度比253万2,112円増の 5,173

万 2,747円となりました。

増額の主な要因といたしましては、防火衣の仕様変更による単価の上昇、支給品、 貸与品の物価が上昇したことによるものであります。

付属資料は、35ページをお開きください。

3款1項2目消防運営費、2億633万8,615円。

消防本部・消防署所運営管理事業は、消防本部及び消防署所における円滑な運営を行うための事業で、事務費のほか、車両等の燃料費、庁舎の光熱水費、電話等通信機器の通信運搬費及び業務用機器の使用料等の経常的な経費が主なもので、決算額は、前年度比1,139万321円増の1億3,737万9,483円となりました。

増額の主な要因といたしましては、電気料の使用料が増えたことによるものであ ります。

次に、付属資料は、36ページをお開きください。

消防長会他関係事業は、制度及び財政の研究、情報の交換など、消防行政に係る幅広い分野の研修や訓練に参加し、消防職員の資質向上を図るための事業で、各種研修や訓練に参加する経費が主なもので、決算額は、前年度比66万 3,425円減の335万8,344円となりました。

減額の主な要因といたしましては、全国消防救助技術大会への出場がなかったことによるものであります。

次に、消防指令センター運営管理事業は、消防指令センターを円滑に運営するための事業で、庁舎の光熱水費や指令システムに係る通信運搬費が主な経費で、決算額は前年度比21万7,447円減の4,202万9,891円となりました。

減額の主な要因といたしましては、業務効率化を図るため、NHK受信料や当直 者用寝具賃借料を令和6年度から総務課の事業に振り替えたことによるものであり ます。

次に、付属資料は、37ページをお開きください。

救急ワークステーション運営管理事業は、救急ワークステーションを円滑に運営するための事業で、庁舎の光熱水費などが主な経費で、決算額は、前年度比2万5,084円増の122万154円となりました。

増額の主な要因といたしましては、使用料及び賃借料のNHK受信料並びに通信 運搬費の電話料金を令和6年度から総務課の事業に振り替えましたが、燃料費の高 騰及び使用量の増加により、増額となったものであります。

次に、予防管理事業は、予防業務を円滑に実施するための事業で、火災原因調査

用品や住宅防火対策の推進を促す各種リーフレット作成に係る経費、電子申請システム使用料が主なもので、決算額は、前年度比63万 8,106円増の422万432円となりました。

増額の主な要因といたしましては、火災原因調査に係る一眼レフカメラを更新したことによるものであります。

次に、付属資料38ページ中段からの消防本部警防管理事業は、多種・多様化する 災害に対応するため、組合全体の警防に関する業務の企画・調整を行うための事業 で、各種研修会に伴う負担金に加え、消防車両用携帯電話の通信運搬費及び警防本 部機能強化のための機械器具費が主なもので、決算額は、前年度比35万 9,862円増 の300万9,741円となりました。

増額の主な要因といたしましては、ゼンリン住宅地図の購入及び東部地区地図作 製等、警防本部機能の強化を図ったことによるものであります。

次に、付属資料39ページの消防本部救急管理事業は、救急業務の運営を円滑に行うための事業で、研修による職員の資質向上や応急手当普及啓発を図るため、応急手当指導員報償金や応急手当普及啓発に伴う経費、救急隊員の研修などに伴う旅費や負担金等の経費が主なもので、決算額は、前年度比56万 9,841円増の 1,402万 412円となりました。

増額の主な要因といたしましては、気管挿管実習の人数が増え、負担金が増加したことによるものであります。

次に、付属資料40ページの緊急消防援助隊事業は、緊急消防援助隊の応援活動に おいて、迅速かつ効果的な部隊の運用を行えるようにするための事業で、実際の出 動に要する経費及び訓練に要する経費が主なもので、決算額は前年度比853万2,245 円減の110万158円となりました。

減額の主な要因といたしましては、令和5年度は、令和6年能登半島地震発生に 伴い、緊急消防援助隊の出動要請により増額となりましたが、令和6年度は緊急消 防援助隊の出動がなかったため、減額となったものであります。

決算書は17ページ、18ページ、付属資料は41ページからをお開きください。

3款1項3目消防施設費、7億6,940万2,091円。

田方消防庁舎整備事業は、田方消防庁舎を更新する上で必要な建物の解体及び建築をするための事業で、調査や建築設計、解体・建築工事に係る経費が主なもので、決算額は、前年度比5,335万9,320円増の5,431万6,320円となりました。

増額の主な要因といたしましては、田方訓練場の旧庁舎の解体及び新庁舎建築工

事請負をしたことによるものであります。

次に、消防庁舎維持管理事業は、各署所などの庁舎及び設備を適切に維持管理し、 庁舎の長寿命化及び災害対応などの機能を維持するための事業で、庁舎の修繕料、 設備の点検・保守料及び庁舎の備品購入費などが主な経費で、各事業の決算額は、 歳入歳出決算書備考欄に記載のとおりとなっており、これら8事業における決算額 の合計は、前年度比581万870円減の7,393万1,553円となりました。

減額の主な要因といたしましては、田方消防庁舎維持管理事業において、庁舎の 防水修繕のみであり、前年度実施した仮眠室エアコン取替え修繕などと同規模の修 繕がなかったこと、清水町消防庁舎維持管理事業において、令和6年度は大規模な 修繕がなかったことによるものであります。

次に、付属資料46ページの消防本部・消防署所警防施設管理事業は、各消防署所 に配備されている消防車両や資機材を適正に維持管理するための事業で、消防車両 や資機材の修繕、検査などが主な経費で、決算額は、前年度比3,288万2,774円減の 5,334万5,006円となりました。

減額の主な要因といたしましては、はしご付消防自動車のオーバーホールが、令和 6 年は対象車両がなかったことによるものであります。

次に、付属資料46ページ下段からの消防本部救急施設管理事業は、救急資器材を 適正に維持管理するための事業で、救急業務に係る消耗品、酸素充填、救急資器材 の点検及び賃借料が主な経費で、決算額は、前年度比167万4,214円増の 3,148万 5,642円となりました。

増額の主な要因といたしましては、救急出動件数の増加やSPD資器材管理委託 事業の管理費及び救急隊活動用消耗品などが価格上昇したことによるものでありま す。

次に、付属資料47ページの消防指令施設管理事業は、高機能消防指令システム及びデジタル無線システムが、常時適正に稼働するように維持管理するための事業で、指令システム、無線システム保守点検委託料が主な経費で、決算額は、前年度比503万2,029円増の9,172万3,979円となりました。

増額の主な要因といたしましては、令和4年度に改修した指令・無線システムに係る保守料が減額となる契約不適合責任期間が令和5年度で終了したことによるものであります。

次に、付属資料48ページの消防車両整備事業は、各種消防車両を計画的に更新し、 消防力の充実強化を図る事業で、令和6年度は、水槽付消防ポンプ自動車1台、資 機材搬送車1台、査察車1台及び連絡車2台を更新整備したもので、決算額は前年 度比1億919万5,243円減の9,242万735円となりましたが、車両整備計画に基づいた 事業執行となっております。

次に、付属資料49ページの救急車両整備事業は、救急車両を計画的に更新し、住民の安全を確保するための事業で、令和6年度は、老朽化した高規格救急自動車3台を更新したもので決算額は、前年度比52万8,174円増の6,345万4,605円となりました。

増額の主な要因といたしましては、救急自動車の安全性を確保するために、緊急 走行時に一般車両などからの視認性を高める赤色灯に仕様を変更したことによるも のであります。

次に、付属資料49ページ下段からの消防資機材整備事業は、火災、救助等の各種 資機材を計画的に増強及び更新し、消防力の充実強化を図るための事業で、主に画 像探査装置 I 型、消防用ホース、高圧空気容器、アナログ署活動系無線機、空気呼 吸器などを整備したもので、決算額は、前年度比1,060万7,454円増の4,161万7,741 円となりました。

増額の主な要因といたしましては、高度救助資機材の画像探査装置 I 型を更新整備したことによるものであります。

次に、付属資料51ページの救急資器材整備事業は、救急資器材を計画的に増強及び更新し、救急業務の充実強化を図るための事業で、主に高規格救急自動車の積載資器材を整備したもので、決算額は、前年度比80万 140円減の2,665万7,510円となりました。

減額の主な要因といたしましては、AED35式の長期継続契約を救急資器材整備 事業から救急施設管理事業に振り替えたことによるものであります。

次に、付属資料51ページ下段からの消防指令施設整備事業は、高機能消防指令システム及び消防救急無線システムなどを常時適正に安定稼働することを目的として構成機器の更新作業を行うための事業で、車両の動態を管理するAVM装置を更新したほか、令和8・9年度に予定されている高機能消防指令システム及び消防救急無線システムの更新について、第三者機関による分析評価業務を委託したもので、決算額は、前年度比皆増の2億4,044万9,000円となりました。

付属資料は、53ページからをお開きください。

4款1項1目元金及び2目利子。

元金償還事業及び利子償還事業は、駿東伊豆消防組合の車両などの公債費の元金

及び利子を償還するための事業であり、また、田方消防元金償還事業及び田方消防 利子償還事業は旧田方地区消防組合の庁舎、車両、消防救急デジタル無線及び消防 指令センターの公債費の元金及び利子を償還するための事業となります。

それぞれの決算額は、元金償還事業が2億341万7,998円、田方消防元金償還事業が1億2,664万5,058円、利子償還事業が278万177円、田方消防利子償還事業が218万6,999円となりました。

なお、付属資料の53ページ下段から59ページまでの表は、地方債現在高の状況について記載しており、59ページ中段の本組合全体分の表のとおり、令和6年度末現在高は、本組合分が合計16億2,792万7,000円、旧田方地区消防組合分が合計3億1,971万6,000円となっております。

決算書17ページ、18ページにお戻りいただきまして、最下段の5款予備費につきましては、322万2,000円を緊急消防援助隊で使用した備蓄食料を購入するため、消防本部・消防署所運営管理事業に予備費充用を行った結果、177万8,000円を不用額として決算いたしました。

決算書の19ページ、20ページにまいりまして、

歳出の合計は、68億1,572万7,894円となり、不用額は、1億823万8,106円となり ました。

次に、決算書の21ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

1 歳入総額69億8,050万4,000円、2 歳出総額68億1,572万8,000円、3 歳入 歳出差引額1億6,477万6,000円、4 翌年度への繰り越すべき財源は、99万 4,000 円、5 実質収支額は、1億6,378万2,000円、6 実質収支額のうち地方自治法第 233条の2の規定による基金繰入額は、ゼロとなります。

次に、決算書の22ページからをお開きください。

財産に関する調書でございます。

1の公有財産でございますが、旧田方地区消防組合が所有していた、消防施設から田方消防訓練場の庁舎を解体し、庁舎トイレ及び資器材庫を建設したことにより、122平方メートル減少した8,275.88平方メートルが組合の財産となっており、他の建物等につきましては、構成市町から無償で借り受けております。

2の物品でございますが、決算年度中に購入した物品や構成市町で起債の償還が 終了した物品を増減し、決算年度末現在高となっております。

決算書の24ページからをお開きください。

3の基金、共同消防基金でございますが、前年度末現在高7,700万3,260円に対し、 決算年度中に前年度の決算剰余金2,947万5,801円を積み立て、 5,000万円を取り崩 したため、決算年度末現在高は5,647万9,061円となっております。

次に、伊東市消防基金でございますが、前年度末現在高5,716万 6,575円に対し、 決算年度中に前年度の決算剰余金1,098万8,259円を積み立て、 2,000万円を取り崩 したため、決算年度末現在高は4,815万4,834円となっております。

次に、田方消防基金でございますが、前年度末現在高9,527万2,570円に対し、決算年度中に前年度の決算剰余金1,924万7,917円を積み立て、5,431万6,320円を取り崩したため、決算年度末現在高は6,020万4,167円となっております。

次に、東伊豆町消防基金でございますが、前年度末現在高2,768万6,383円に対し、 決算年度中に前年度の決算剰余金358万4,571円を積み立て、取り崩しはなかったた め、決算年度末現在高は、3,127万954円となっております。

以上で、認第3号 令和6年度 駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算の認定について御説明を終わります。

以上、管理者提出議案であります、報第8号から認第3号までの提案理由の補足 説明を申し上げました。

〇警防部長 (荻島正己)

それでは私から、議第8号の提案理由の補足説明を申し上げます。

議案書の39ページ及び議案資料の10ページをお開きください。

議第8号 財産の取得について御説明いたします。

本案は、令和7年度に高規格救急自動車3台の更新に伴い、積載する救急資器材 を更新し、財産を取得するものであります。

本件は、予定価格 2,000万円以上の財産を取得するため、駿東伊豆消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、組合議会の議決を得るべき財産の取得に該当していることから議会の議決を経て本契約を締結するものであります。

以上で、議第8号 財産の取得についての御説明を終わります。

〇消防部長(玉川 稔)

それでは、議第9号から議第11号までの提案理由の補足説明を申し上げます。 議案書の41ページ及び議案資料の11ページを併せてお開きください。

議第9号 駿東伊豆消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に ついて御説明いたします。 本改正は、人事院規則10-11(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深 夜勤務及び超過勤務の制限)の一部を改正する人事院規則10-11-10の公布に伴い、 育児に係る両立支援制度の利用しやすい勤務環境を整備するため、改正を行うも のであります。

主な改正内容につきましては、第17条の次に第17条の2として(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)の1条を加えるもので、併せて条番号にずれが生じることから、「第17条の3」を「第17条の4」とし、「第17条の2」を「第17条の3」とするものであります。

また、第17条の2の規定により、妊娠・出産時や育児期の職員へ面談等による両立支援制度の周知や制度利用・働き方の意向聴取及び聴取した意向への配慮を行い、職員が子の年齢に応じた柔軟な働き方を選択できるよう支援する体制が整備されます。

なお、附則といたしまして、施行日を令和7年10月1日とし、附則第2項において、改正後の条例に基づく個別の周知・意向確認の対象外となる3歳に満たない子を養育する職員に対しても、これに準じた措置を講じることができるよう経過措置を規定するものであります。

以上で、議第9号 駿東伊豆消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての御説明を終わります。

続きまして、議案書の43ページ及び議案資料の14ページを併せてお開きください。 議第10号 駿東伊豆消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について 御説明いたします。

本改正は、人事院規則19-0 (職員の育児休業等)の一部を改正する人事院規則 19-0-17の公布に伴い、育児に係る部分休業の取得について、子の養育に柔軟に 対応できる規定を整備するため、改正を行うものであります。

改正の主な内容につきましては、第21条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、現行で正規の勤務時間の始め又は終わり2時間の部分休業を承認していたものを、正規の勤務時間内で2時間を上限に第1号部分休業として承認する規定に改めるものであります。

また、第21条の次に第21条の2として(第2号部分休業の承認)を加え、1年に10日相当時間数の範囲内で1日あたりの上限時間なく第2号部分休業として承認する規定を整備するものであります。

なお、附則といたしまして、施行日を令和7年10月1日とし、附則第2項におい

て、第2号部分休業の請求可能な時間に関する経過措置を規定するものであります。 以上で、議第10号 駿東伊豆消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正 についての御説明を終わります。

続きまして、議案書の47ページをお開きください。

議第11号 令和7年度駿東伊豆消防組合会計補正予算(第1回)について御説明いたします。

本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億3,028万9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 69億8,041万 2,000円とする ものであります。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、48ページ、49ページに記載のとおりであります。

補正予算の詳細につきましては、50ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書 で御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

52ページ、53ページをお開きください。

5款1項2目利子及び配当金、1節利子及び配当金、1の駿東伊豆消防組合共同消防基金利子に54万5,000円、2の駿東伊豆消防組合田方消防基金利子に42万1,000円、3の駿東伊豆消防組合伊東市消防基金利子に35万3,000円、4の駿東伊豆消防組合東伊豆町消防基金利子に19万4,000円の合計151万3,000円を追加し、利子及び配当金の総額を202万3,000円といたします。

次に、8款1項1目繰越金、1節前年度繰越金、1の共通経費分繰越金に 4,992 万 6,000円、2の沼津市繰越金に3,129万1,000円、3の伊東市繰越金に 1,906万 9,000円、4の田方繰越金に1,735万2,000円、5の東伊豆町繰越金に441万3,000円、6の清水町繰越金に672万5,000円の合計1億2,877万6,000円を追加し、繰越金の総額を1億6,378万 2,000円といたします。

これは、前年度予算の剰余金のうち、共通経費は基金への積立及び法改正に伴う 人事給与システム改修に係る費用へ充当するため、また、個別経費については、伊 東市、田方及び東伊豆町分を基金に積み立て、沼津市及び清水町分は返還するため、 今年度予算に繰り越すものであります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

54ページ、55ページをお開きください。

2款1項1目組合管理費、12節委託料、1の組合管理事業に 176万円を追加し、

22節償還金利子及び割引料、事業番号の関係上、備考欄の下からとなりますが、10の沼津市負担金返還事業に3,129万1,000円、13の清水町負担金返還事業に637万4,000円を追加し、24節積立金、4の共同消防基金積立事業に4,871万1,000円、6の伊東市消防基金積立事業に1,942万2,000円、7の田方消防基金積立事業に1,777万3,000円、8の東伊豆町消防基金積立事業に460万7,000円の合計1億2,993万8,000円を追加し、組合管理費の総額を1億8,486万8,000円とするものであります。次に、3款1項3目消防施設費、10節需用費、6の清水町消防庁舎維持管理事業に35万1,000円を追加し、消防施設費の総額を64億3,353万4,000円とするものであります。

以上で、議第11号 令和7年度 駿東伊豆消防組合会計 補正予算 (第1回) についての御説明を終わります。

以上、管理者提出議案であります、議第9号から議第11号までの提案理由の補足説明を申し上げました。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〇議長 (尾藤正弘)

当局の説明が終わりました。

ここで、令和6年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算につきまして、監査委員から審査の意見書が提出されておりますので、審査報告を求めます。

天野佐代里監査委員職務執行者。

〇監査委員職務執行者 (天野佐代里)

決算審査の結果報告をさせていただきます。

令和6年度駿東伊豆消防組合会計・歳入歳出決算審査の意見書については、お配 りしてあるとおりでございます。

地方自治法の規定により、審査に付された歳入歳出決算について、決算書並びに 関係帳簿及び証票書類の審査を、令和7年7月9日に、駿東伊豆消防本部にて、鵜 飼代表監査委員とともに実施した結果、決算計数はいずれも符合し、誤りのないこ とを確認いたしました。

令和6年度歳入歳出決算において、歳入総額は、69億8,050万3,578円、歳出総額は、68億1,572万7,894円、歳入歳出差引額は、1億6,477万5,684円でございました。 令和6年度の主な事業としては、沼津北消防署原分署に水槽付消防ポンプ自動車 を配備し、第1方面、第3方面の高規格救急自動車の更新も行いました。

また、沼津北消防署に画像探査装置I型を整備し、消防指令センターでは、AV

M装置及び関連機器の更新整備を行いました。

これにより、住民に対する消防サービスの維持・向上が図られたものと認識して おります。

また、田方南消防署の女性用仮眠室を個室化し、女性職員がさらに活躍できるように環境改善に取り組んだことも確認しました。

組合会計は、構成市町からの負担金等、運営経費の主財源は税金であることを改めて認識し、今後、なお一層の健全で良好な予算執行に努めていただくよう、お願いしました。

気候変動の影響による自然災害の激甚化や猛暑による熱中症への対応、また、救急関係においては、令和5年中の全国の救急出動件数や搬送人員が集計を開始した昭和38年以降最多を記録するなど、依然として消防行政は厳しい状況に置かれています。

そのような中においても、住民の生命、身体及び財産を守るという揺るぎない使 命のもと、消防行政を強化し、前へ進めていただきたいと思います。

結びに、近年の社会情勢の中、デジタル化の加速、定年延長に伴う適材適所の人材の配置など発足から9年間の執行実績を踏まえ、消防組合の職員並びに関係各位が一丸となって御尽力いただきますようお願い申し上げまして、決算審査の報告とさせていただきます。

以上です。

〇議長(尾藤正弘)

休憩いたします。

休憩 午後3時20分 -----

再開 午後3時35分

〇議長 (尾藤正弘)

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、ただいま説明のありました各案件に対する質疑を伺うことにいたします。

報第3号、4号、5号、6号、7号、8号、認第1号、2号、3号、議第8号、9号、10号、11号、以上13件に対する質疑に入ります。

最初に、報第3号、4号、5号、以上3件に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

5番 鈴木伸和議員。

〇5番議員(鈴木伸和)

恐れ入ります。

よろしくお願いします。

3号、4号、5号につきまして、交通事故損害賠償額の専決処分ということで、 4点についてそれぞれお伺いします。

事故状況の詳細と原因は何だったのでしょうか。

- 2点目、過失割合はどうなっていますか。
- 3点目が職員(運転者)の行政処分と刑事処分はどうなっていますか。
- 4点目として、損害賠償額の算出根拠はどうなっていますか。

これをそれぞれについてお答えをお願いします。

〇警防課長(甲斐 武)

専決処分の報告(交通事故損害賠償額の決定)についてお答えします。

初めに、報第3号の事故状況については、東伊豆消防署の救急自動車が、傷病者を救急車内に収容し緊急走行で北進中、当該交差点に赤信号で進入した際、東側から進入してきた軽乗用車と衝突した事故になります。

事故の原因は、見通しの悪い交差点において、赤信号を救急自動車が徐行により 通過中、相手方車両が救急自動車に気付かずに交差点に進入してきたため衝突した ものであります。

この事故による過失割合は、本消防組合の過失20パーセントに対し、相手側は80パーセントとなっております。

なお、本消防組合職員の行政処分及び刑事処分はございません。

損害賠償額の算出根拠については、相手方の車両の修繕費を過失割合で按分した ものになります。

次に、報第4号の事故状況については、沼津北消防署原分署の救急自動車が、当該場所付近の救急事案に出動した際、傷病者に救急搬送の必要がないことが判明したことから、後続車両の通行の妨げにならないよう、当該場所に方向転換のため進入したところ、浄化槽の蓋を救急自動車の右後輪で踏み、損傷させたものになります。

事故の原因は、機関員及び車両誘導員が浄化槽の蓋に気付かず、車両を移動させたことによるものであります。

この事故による過失割合は、本消防組合の過失が 100パーセントになります。

なお、本消防組合職員の行政処分及び刑事処分はございません。

損害賠償額の算出根拠については、浄化槽の蓋の修繕費全額になります。

次に、報第5号の事故状況については、沼津北消防署の救助工作車が、救助事案に対応し、引揚げ途上において、当該踏切内に進入したところ、遮断機の遮断桿が下りてきたことにより、車両の後方上部が遮断桿に接触し、破損させたものになります。

事故の原因は、当該踏切を通過しようとした際に、前方車両の流れが急に悪くなり、遮断桿が下りてきてしまい、車両に接触したものであります。

この事故による過失割合は、本消防組合の過失が 100パーセントになります。

なお、本消防組合職員の行政処分及び刑事処分はございません。

損害賠償額の算出根拠については、遮断桿の交換修繕費全額となります。

以上でございます。

〇5番議員(鈴木伸和)

了解しました。

〇議長 (尾藤正弘)

以上で、通告による質疑は終わりました。

報第3号、4号、5号は、地方自治法第 180条第2項の規定に基づく報告事項でありますので、報告があったことを御了承願います。

次に、報第6号に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わりたいと思います。 質疑を打ち切ります。

報第6号は、地方自治法第 180条第2項の規定に基づく報告事項でありますので、報告があったことを御了承願います。

次に、報第7号に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

5番 鈴木伸和議員。

〇5番議員(鈴木伸和)

続けて7号についてお願いします。

先ほど同様、事故状況の詳細と原因、それから過失割合、職員(運転者)の行政 処分と刑事処分は、それから損害賠償額の算出根拠についてお願いします。

〇警防課長(甲斐 武)

専決処分の報告(交通事故損害賠償額の決定)についてお答えいたします。

報第7号の事故状況については、田方中消防署の消防自動車が、当該場所の交差 点を左折する際、交差点付近に停車中であった相手方車両の左側側面に、消防自動 車の右側後方部分を接触させた事故になります。

事故の原因としましては、交差点を左折する際に消防車の後方が外側へ膨らんだ ことによるものであります。

この事故による過失割合は、本消防組合の過失が 100パーセントになります。 なお、本消防組合職員の行政処分及び刑事処分はございません。

損害賠償額の算出根拠については、相手方車両の修繕費全額になります。

今回、交通事故に係る4件の専決処分を報告させていただきましたが、事故防止の対策として、これまでに発生した事故も含め公用車事故等情報シートを作成、全職員が事故情報を共有し所属部署ごとの検討会や、小隊長及び機関員となる職員を対象とした各種安全運転研修を開催し、安全意識の向上を図っております。

今後も引き続き交通事故の撲滅に努めてまいります。

以上でございます。

〇5番議員(鈴木伸和)

ありがとうございました。

〇議長(尾藤正弘)

以上で、通告による質疑は終わりました。

報第7号は、地方自治法第 180条第2項の規定に基づく報告事項でありますので、報告があったことを御了承願います。

次に、報第8号、認第1号、2号、3号、議第8号、9号、10号、11号、以上8件に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わりたいと思います。質疑を打ち切ります。

報第8号は、地方自治法施行令第 146条第2項の規定に基づく報告事項でありますので、報告があったことを御了承願います。

次に、認第1号、2号、3号、議第8号、9号、10号、11号、以上7件に対する 討論を伺うことにいたします。

最初に、認第1号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。 採決いたします。 認第1号 専決処分の報告及びその承認について(静岡県市町総合事務組合規約の一部変更)を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

御異議なしと認めます。

よって、認第1号は認定されました。

次に、認第2号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

認第2号 専決処分の報告及びその承認について(駿東伊豆消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び駿東伊豆消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

御異議なしと認めます。

よって、認第2号は認定されました。

次に、認第3号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

認第3号 令和6年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算の認定についてを採決 いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

御異議なしと認めます。

よって、認第3号は認定されました。

次に、議第8号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第8号 財産の取得について (更新高規格救急自動車救急資器材) を採決いた

します。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

御異議なしと認めます。

よって、議第8号は可決されました。

次に、議第9号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第9号 駿東伊豆消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に ついてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

御異議なしと認めます。

よって、議第9号は可決されました。

次に、議第10号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第10号 駿東伊豆消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

御異議なしと認めます。

よって、議第10号は可決されました。

次に、議第11号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第11号 令和7年度駿東伊豆消防組合会計補正予算(第1回)についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

御異議なしと認めます。

よって、議第11号は可決されました。

◎認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(尾藤正弘)

次に、日程第19 認第4号 監査委員の選任について(組合議員)を議題といた します。

ここで、地方自治法第 117条の規定により、2番 飯田康議員の退席を求めます。 [2番 飯田康議員 除斥]

本件に対する当局の説明を求めます。

〇消防部長(玉川 稔)

それでは、認第4号につきまして御説明申し上げます。

議案書57ページをお開きください。

認第4号 監査委員の選任について(組合議員)についてでございます。

駿東伊豆消防組合の監査委員につきましては、本組合規約第13条第2項の規定により、識見を有する者から1人、組合議員から1人、計2人を選任することとなっております。

そのうち、組合議員から選出の監査委員につきましては、伊豆の国市の天野佐代 里議員が選任されておりましたが、本年4月23日をもって、伊豆の国市議会議員の 任期が満了となったことから、本組合議員の任期も同様に満了となりました。

このため、地方自治法第 197条の本文に基づき、本組合の監査委員の任期も満了となりました。

本来であれば、後任者を選任し、本組合議会の同意を得なければなりませんが、 構成市町との調整などに時間を要するため、早急に本組合議会を開くことができませんでしたので、地方自治法第 197条のただし書きに基づき、後任者が選任される までの間、職務執行者として引き続き職務に就いていただいております。

このため、後任者として伊豆の国市の飯田康議員について、本議会での御同意を お願いするものでございます。

以上で、認第4号につきまして御説明申し上げました。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〇議長 (尾藤正弘)

当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わりたいと思います。質疑を打ち切ります。

討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

認第4号 監査委員の選任について(組合議員)は、原案のとおり飯田康議員に同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

御異議なしと認めます。

よって、認第4号について、飯田康議員は同意されました。

除斥を解除いたします。

[2番 飯田康議員 復席]

2番 飯田康議員に申し上げます。

ただいま、あなたが監査委員に選任されました。

それでは、監査委員に選任されました飯田康議員に御挨拶をお願いいたします。

〇2番議員(飯田 康)

ただいま皆様方の御同意のもとに、本組合監査委員に選任いただきました、伊豆の国市の飯田と申します。

消防組合の公正かつ効率的な運営を確保するため、監査委員として与えられた職 責を全うすべく鵜飼代表監査委員とともに一生懸命頑張らさせていただきます。

よろしくお願いします。

〇議長(尾藤正弘)

次に、日程第20 消防行政に対する一般質問を行います。

発言の通告がありますので、発言を許します。

5番 鈴木伸和議員。

〇5番議員(鈴木伸和)

1点、よろしくお願いします。

東伊豆消防署における職員の配置について、令和7年度の職員配置について、以

下の点をお伺いいたします。

- 1点目、職員、再任用職員の数はそれぞれ何人ですか。
- 2点目、そのうち東伊豆町外から通勤の者は何名いらっしゃいますか。
- 3点目、大規模災害等で緊急招集が発令された場合、町外からの通勤者に対する 対応はどうなっていますか。

よろしくお願いします。

〇総務課長 (後藤寿雄)

東伊豆消防署における職員の配置について、初めに令和7年度の東伊豆消防署の職員、再任用職員の人数についてお答えします。

令和7年度の東伊豆消防署は、職員28人を配置しており、再任用職員の配置はございません。

次に東伊豆消防署の配置職員で、東伊豆町外から通勤している職員の人数についてお答えします。

東伊豆消防署の職員28人中、東伊豆町外から通勤している職員は24人で、伊東市 や河津町、下田市等からの通勤者となっております。

なお、組合全体では、東伊豆町内在住職員は14人で、そのうち4人が東伊豆消防署に勤務しており、その他の10人は伊東消防署、第2方面内の各消防署に勤務しております。

〇警防課長(甲斐 武)

次に、大規模災害等で緊急招集が発令された場合、町外からの通勤者に対する対応についてお答えします。

災害時における職員の動員については、駿東伊豆消防組合警防規程において、職員が勤務する署所へ動員する所属職員動員と、あらかじめ指定された居住地の最寄りの署所へ動員する指定場所動員の2つが定められており、原則、所属職員動員で対応しております。

所属職員動員では、台風など異常気象によるものについて、情報収集した中で災害予測を立て、参集が困難になる前に動員命令を発令することとしております。

しかし、地震など突発的に発生する災害に対しましては、所属職員動員では参集 が困難な場合も考えられることから、指定場所動員に切り替えることとなります。

このように、御質問にある東伊豆消防署に勤務する職員で町外在住者は、あらかじめ指定された署所に参集することになる一方、東伊豆町に在住する職員は東伊豆消防署に参集することになります。

本消防本部としましては、あらゆる災害に対応できるよう参集体制を整備しております。

以上でございます。

〇5番議員(鈴木伸和)

ありがとうございます。

やはり1番広域の外れに位置する東伊豆町ということで、非常に交通の状況が脆弱な所に入っていますので、住民の方々の安心安全のため、広域の良さを活かしていただくように、私どもも今の回答をですね、町民の皆さんに周知していきたいと思っています。

自分もたまたま自主防災の役員等をやっておりますので、そういうものをどんど ん広げていきたいなと思っております。

御回答ありがとうございます。

〇議長 (尾藤正弘)

質問はなしですか。

以上で、鈴木伸和議員の一般質問は終了いたしました。

次に、12番 大庭桃子議員。

〇12番議員 (大庭桃子)

私からは2つについてお伺いします。

まず1つ目、女性消防吏員の採用の状況について、平成27年に総務省消防庁から 発出された「女性消防吏員の更なる活躍に向けた取組の推進に向けて」によると令 和8年度までに全消防吏員のうち女性消防吏員の比率を5パーセントとするとされ ています。

- (1)当消防組合の計画と進捗状況はどうか。
- (2)計画が進まないあいろはどこにあると考えているか。
- (3)今後推進していきたいことは何か。

それから2番目です。

広域化のメリットとされる署所の配置について、広域化に向けたメリットとして 署所の適正配置が言われました。もうすぐ10年になりますが、具体的な案は見えて こないように見えます。かなり老朽化の進んだ施設もあり、浸水地域に存在してい る施設もあります。

- (1)建替え計画はどのように考えているか。
- (2)庁舎の長寿命化はどのように考えているか。

お願いします。

〇総務課長 (後藤寿雄)

女性消防吏員の採用の状況について、初めに本組合の計画と進捗状況はどうかに ついて、お答えします。

まず、計画につきましては、平成28年9月「駿東伊豆消防組合次世代育成支援・ 女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を策定し、令和8年度当初ま でに、全消防吏員数に対し、女性消防吏員の割合5パーセント以上の任用を目標と しております。

次に進捗状況につきましては、平成28年度当初、女性消防吏員の割合は 1.5パーセント、9人の状況でありましたが、令和7年度では、 3.9パーセント、24人となり、5パーセント目標まで残り 1.1パーセントの進捗状況となっております。

次に、計画が進まないあいるがどこにあると考えているかについてお答えします。まず、女性消防吏員の割合を上げるための取組として、女性が働きやすい職場環境づくりに着手し、ハード面では、女性用仮眠室やシャワー室などの新設を行い、8庁舎において女性が当直勤務できる環境を整え、ソフト面についても妊娠中に着用できるエプロン型の執務服の導入や出産、育児休業後も安心して職場復帰できる体制づくりを行ってきました。

また、多方面で活躍できるよう配置先を消防隊や救急隊のみならず、消防指令センターや救助隊などに配置拡大を行い、女性消防吏員の意欲向上に努めております。 その結果、女性消防吏員の割合は年々目標値に近づいているものと考えております。

一方、課題といたしましては、採用試験の受験者総数に占める女性の割合は、毎年6パーセント程度を推移し横ばいとなっており、女性の職業選択の中において消防官の認知が増えていない現状が伺えることから、受験者総数に占める女性の割合を増やすことが課題であると考えております。

次に、今後、推進していきたいことは何かについてお答えします。

今後について、女性が働きやすい職場環境づくりや女性消防吏員のキャリア形成をさらに推進するとともに、受験者の裾野を拡大する取組として、これまでも、女性消防吏員自らが作成した女性消防士ガイドブックの活用やホームページ、SNS、テレビ局の密着取材を受けるなどあらゆる広報媒体を通じて、女性消防吏員という職業の魅力を発信してまいりましたが、新たに高等学校や中学校等での職場講話に女性消防吏員を積極的に派遣するなど、更なる認知拡大を図ってまいりたいと考え

ております。

続きまして、広域化のメリットとされた署所の適正配置について、初めに、建て 替え計画は、どのように考えているかについてお答えします。

本組合では、令和5年度に消防署所の適正な配置について、今後の方向性を示した「駿東伊豆消防組合消防署所適正配置計画」を策定しています。

当該計画においては、庁舎の目標耐用年数を鉄筋コンクリート造50年、鉄骨造38年に設定し、目標耐用年数の5年前から庁舎更新の検討を開始することとしております。

消防署所適正配置の考え方といたしましては、平成27年3月に一般財団法人消防科学総合センターに調査委託し作成された「駿東伊豆地区消防救急広域化協議会市街地等設定のための支援調査報告書」の災害発生箇所の分析結果に基づく消防需要のほか、大規模災害時においても消防活動が継続できるよう、津波浸水想定区域、洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の立地に課題がある庁舎の洗い出しを行い、庁舎更新時、移転等により、安全かつ円滑な消防活動が実現できる位置に配置することを考えております。

なお、本計画は庁舎更新時、本組合と関係構成市町と建設位置を調整していく中で、本組合が理想とする庁舎位置の考え方を示す基礎資料となるもので、今後、具体的に署所の移転、建替え計画が立案された際には、パブリック・コメント制度等を活用し、広く住民の意見を求め、地域自治会等に丁寧な説明をしてまいりたいと考えております。

次に、庁舎の長寿命化はどのように考えているかについてお答えします。

本組合の消防庁舎にあっては、構成市町からの無償貸与の庁舎と、旧田方地区消防組合で所有し、継承された組合財産の庁舎があるため、無償貸与の庁舎については、当該庁舎を所有する市町の長寿命化計画に基づき、また、組合財産の庁舎については、本組合で作成した長寿命化計画に基づき、庁舎を長期にわたり使用できるよう、計画的効率的な修繕に努めてまいります。

以上でございます。

〇12番議員(大庭桃子)

初めに1番の方からお聞きしたいと思います。

再質問は互いに関連している部分もありますので、1番、2番とかに関係なく総括的にやらせていただきたいと思います。

目標、令和7年度31人、 5.1パーセントに対して、現在、24人、 3.9パーセント

ということですが、あと1年で7人という目標は達成できるのでしょうか。

一問一答でいいですか。

〇議長 (尾藤正弘)

一問一答ではないので。

〇12番議員 (大庭桃子)

分かりました。はい。

それから、数値目標2が今お聞きした女性消防吏員の割合5パーセント以上というものですが、その前に数値目標1というのがあって

それから、消防庁が進めている中で女性消防吏員活躍推進アドバイザー事業というのがあるようなのですけれども、 240回派遣して1万 4,000名以上の受講者があったということですが、そういった事業に取り組んだことはありますか。

以上、3点お願いします。

〇総務課長 (後藤寿雄)

御質問のありました、まず、目標を達成できるのかという点につきましては、今 年度も令和8年度の採用試験がございます。

その中でも女性の受験者がいらっしゃいます。

ただしですね、採用試験につきましては、これまでもそうなのですが特別に女性 採用枠というものは設けておりませんで、本組合においては男女問わず優秀な人材 を採用していきたいと考え、特別な採用枠は設けておりません。

その中で、今年度受けていただく学生さん、男女問わずですが、その中で女性の 方が成績が優秀であれば採用の比率は増えていくかと思いますが、目標が達成でき るかどうかという点につきましては、その試験結果次第だと考えております。

2つ目の管理的地位にある職員が1パーセントになっていますが、その状況にない理由は何かという点につきましては、私どもの女性職員は平成15年に採用しておりまして、今現在、40代後半、20年ちょっとの勤務でございます。

これまでまだ女性職員の歴史が浅いということもあって、昇任していくにあたって試験制度があるのですが、順次試験を受けていただいております。その中でまだ管理職になる職員がいないというのが現状でございます。

これから年数が経っていけば、いずれはそういった職員が増えていくのではないかと考えております。

それから3つ目の総務省消防庁におけるアドバイザー制度の利用につきましては、 これまで利用したことはございません。 以上でございます。

〇12番議員 (大庭桃子)

採用試験をするときに女性枠というものを特につけてなくて、男女に関わらず優秀な人を入れるということは分かりました。

女性は消防士を目指す人が増えないことには目標は達成できないと思うんですね。 子どもの頃から身近に感じられるように、先ほど、高校なんかで職場の学習に行っているということを言われましたけど、小中学校などの防災教室などに出かけて行くのも効果的かと思われるものですから、身近にそういう人がいるということが大事だと思いますのでそういう努力をお願いします。

それから数値目標1の方ですけれども、まだ管理職に達しない人が多いものだから増えてこないということでしたけど、これは段々増えてくるとは思うんですけどまたお願いします。

それからアドバイザー事業というのは、消防庁の出している冊子にそういうアドバイザー事業があるよというのがあったので、実際たくさんの人も講習されているようですので利用していったら良いと思います。

これから人口減少ということの中で、なかなか消防士になるという人が、女性を 入れていかないと足りなくなってくると思いますので、十分その点はよろしくお願 いします。

以上です。

〇議長(尾藤正弘)

大庭議員、後ほど鈴木議員にもお伝えしようと思っていますけども、一般質問ですので質問で終わっていただかないといけませんので、意見の表明だけではいけませんので質問で終わってください。

〇12番議員 (大庭桃子)

すみません。

広域化と言っても現在ある建物は、そこにあるっていう必然性があったので、簡単に2つあるいは3つを統合して1つにするとかはできないことだと思います。

例えば具体的に伊東市の吉田出張所とか浸水地域にある田方北消防署などで建て替えなど必要ではないかと思われるのですが、そういう見通しというかそういうものは持ってらっしゃいますか。

〇総務課長 (後藤寿雄)

御質問のありました吉田出張所及び田方北消防署でございますが、田方北消防署

につきましては、洪水浸水想定区域となっております。

ですので、庁舎更新時につきましては、関係市町と協議をして、そういった場所でない所に消防本部といたしましては、移転をしたいというような中で協議を進めていきたいと考えております。

吉田出張所につきましては、そういった災害想定区域ではございませんが、昭和55年建築で45年を経過しておりますので、今年度から建物所有者である伊東市との協議を開始していくというかたちとなります。

以上でございます。

〇議長(尾藤正弘)

以上で、大庭桃子議員の一般質問は終了いたしました。

先ほど、述べさせていただきました5番鈴木議員の最後の部分が意見表明でありましたので、これが最後の質問になっておりませんでした。

ですので会議録につきましては、議長に御一任いただき、また、訂正がある場合 も所作させていただくことでよろしいでしょうか。

これは皆様にお聞きいたしております。

議長に御一任でよろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う者あり]

ありがとうございます。さようさせていただきます。

これで、消防行政に対する一般質問は終わります。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出

〇議長(尾藤正弘)

次に、日程第21 議会運営委員会の閉会中の継続調査につきましてお諮りいたします。

会議規則第14条第2項により、次回会議日程等について、議会運営委員会委員長から、閉会中の継続調査としたい旨、申し出がありましたので、閉会中の継続調査として議会運営委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

〇議長	(尾	藤	正	弘)
-----	----	---	---	---	---

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

◎閉会の宣告

〇議長 (尾藤正弘)

これをもって、令和7年第2回駿東伊豆消防組合議会定例会を閉会いたしたいと存じます。

御苦労さまでした。

午後4時18分閉会

○地方自治法第 123条第2項の規定により署名する。

令和7年8月20日

副 議 長 佐 藤 周

議 長 尾藤正弘

議 員 虫 明 弘 雄

議 員 須 佐 衛